9　区分番号Ｋ２９３、Ｋ２９４、Ｋ３１４、Ｋ３４３、Ｋ３７４、Ｋ３７６、Ｋ３９４、Ｋ４１０、Ｋ４１２、Ｋ４１５、Ｋ４２２、Ｋ４２４、Ｋ４２５、Ｋ４３９、Ｋ４４２の２及び３、Ｋ４５５、Ｋ４５８並びにＫ４６３に掲げる手術については、区分番号Ｋ４６９に掲げる頸部郭清術を併せて行った場合は、所定点数に片側の場合は4,000点を、両側の場合は6,000点を加算する。

10　ＨＩＶ抗体陽性の患者に対して、観血的手術を行った場合は、4,000点を当該手術の所定点数に加算する。

11　メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（ＭＲＳＡ）感染症患者（感染症法の規定に基づき都道府県知事に対して医師の届出が義務づけられるものに限る。）、Ｂ型肝炎感染患者（HBs又はHBe抗原陽性の者に限る。）若しくはＣ型肝炎感染患者又は結核患者に対して、区分番号Ｌ００８に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔、区分番号Ｌ００２に掲げる硬膜外麻酔又は区分番号Ｌ００４に掲げる脊椎麻酔を伴う手術を行った場合は、1,000点を所定点数に加算する。

12　緊急のために休日に手術を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である手術（区分番号Ｋ９１４に掲げる脳死臓器提供管理料及び区分番号Ｋ９１５に掲げる生体臓器提供管理料を除く。）を行った場合において、当該手術の費用は、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算した点数により算定する。

イ　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合

⑴　休日加算１　所定点数の100分の160に相当する点数

⑵　時間外加算１（入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。）　所定点数の100分の80に相当する点数

⑶　深夜加算１　所定点数の100分の160に相当する点数

⑷　⑴から⑶までにかかわらず、区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注７のただし書に規定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である手術を行った場合　所定点数の100分の80に相当する点数

ロ　イ以外の保険医療機関において行われる場合

⑴　休日加算２　所定点数の100分の80に相当する点数

⑵　時間外加算２（入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。）　所定点数の100分の40に相当する点数

⑶　深夜加算２　所定点数の100分の80に相当する点数

⑷　⑴から⑶までにかかわらず、区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注７のただし書に規定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である手術を行った場合　所定点数の100分の40に相当する点数

13　対称器官に係る手術の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、片側の器官の手術料に係る点数とする。

14　同一手術野又は同一病巣につき、２以上の手術を同時に行った場合の費用の算定は、主たる手術の所定点数のみにより算定する。ただし、神経移植術、骨移植術、植皮術、動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術、遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）、粘膜移植術若しくは筋膜移植術と他の手術とを同時に行った場合又は大腿骨頭回転骨切り術若しくは大腿骨近位部（転子間を含む。）骨切り術と骨盤骨切り術、臼蓋形成手術若しくは寛骨臼移動術とを同時に行った場合は、それぞれの所定点数を合算して算定する。また、別に厚生労働大臣が定める場合は別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

15　手術を開始した後、患者の病状の急変等やむを得ない事情によりその手術を中途で中絶しなければならない場合においては、当該中絶までに行った実態に最も近似する手術の各区分の所定点数により算定する。

16　区分番号Ｋ６６４に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

17　歯科医師による周術期口腔機能管理の実施後１月以内に、第６款（顔面・口腔・頸部）、第７款（胸部）及び第９款（腹部）に掲げる悪性腫瘍手術又は第８款（心・脈管（動脈及び静脈は除く。））に掲げる手術をそれぞれ全身麻酔下で実施した場合は、周術期口腔機能管理後手術加算として、100点を所定点数に加算する。

第１節　手術料

第１款　皮膚・皮下組織

区分

（皮膚、皮下組織）

Ｋ０００　創傷処理

１　筋肉、臓器に達するもの（長径５センチメートル未満）　1,250点

２　筋肉、臓器に達するもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　1,680点

３　筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）　2,000点

４　筋肉、臓器に達しないもの（長径５センチメートル未満）　470点

５　筋肉、臓器に達しないもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　850点

６　筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上）　1,320点

注１　切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定する。

２　真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を所定点数に加算する。

３　汚染された挫創に対してデブリードマンを行った場合は、当初の１回に限り100点を加算する。

Ｋ０００－２　小児創傷処理（６歳未満）

１　筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル未満）　1,250点

２　筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル以上５センチメートル未満）　1,400点

３　筋肉、臓器に達するもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　1,850点

４　筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）　2,860点

５　筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル未満）　450点

６　筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル以上５センチメートル未満）　500点

７　筋肉、臓器に達しないもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　950点

８　筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上）　1,450点

注１　切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定する。

２　真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を所定点数に加算する。

３　汚染された挫創に対してデブリードマンを行った場合は、当初の１回に限り100点を加算する。